

電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合 議事要旨

1. 日時

平成31年2月1日（金）15：30～16：30

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省） 地下2階第1～第3会議室

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、関口和一（株式会社日本経済新聞社編集委員）、高田潤一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）、寺田麻佑（国際基督教大学教養学部准教授）

総務省：

鈴木総務審議官、武田官房長、吉田国際戦略局長、安藤総括審議官、谷脇総合通信基盤局長、泉国際戦略局審議官、奈良情報流通行政局審議官、田原電波部長、藤野国際戦略局総務課長、岡崎情報流通行政局総務課長、湯本放送政策課長、竹村総合通信基盤局総務課長、山崎事業政策課長、布施田電波政策課長、豊嶋基幹・衛星移動通信課長、塩崎電波環境課長、金澤電波政策課企画官、中村電波利用料企画室長、白石重要無線室長、熊谷基幹通信室長

4. 配布資料

資料1 電波有効利用成長戦略懇談会報告書の提言に対する対応・検討状況について

資料2 電波有効利用成長戦略懇談会報告書の提言に対する対応・検討状況（一覧表）

参考資料1 電波有効利用成長戦略懇談会報告書

参考資料2 電波有効利用成長戦略懇談会報告書 概要

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

「電波有効利用成長戦略懇談会報告書の提言に対する対応・検討状況について」に関し、資料1及び2に基づき事務局から説明が行われた。

①資料中「1. 周波数割当制度の見直し」及び「2. 公共用周波数の有効利用方策」について

(高田構成員)

懇談会報告書では118～120ページに公共ブロードバンドについての記載があるが、資料中には説明がないので、どのような状況か教えていただきたい。懇談会では、使用周波数の数の違いにより電波利用料の負担額が相当変わることになることから、周波数割当ての柔軟化が必要といった話があったはずである。

(白石重要無線室長)

共通波を含む2波を使うということになると電波利用料が上がってしまうことについては、周波数割当ての柔軟化による対応を引き続き検討している。

(北構成員)

資料1の2ページに「既存周波数の利用を促進するための規定の整備」とあるが、この内容は懇談会で議論をしたものか。

(金澤電波政策課企画官)

懇談会では、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の有効利用方策としてご議論いただいたものである。

(多賀谷座長)

4Gの認定期間が終了した後どうするかという問題意識であったと思うが、5Gと関係

のない4Gはどうなるのか。

(金澤電波政策課企画官)

我が国においては、当面、4Gを基盤として5Gが整備されることになっており、それを前提とした制度設計を行ったものである。これにより、5Gの新規割当ての際に、認定期間が終了した4Gも審査することとなる。

(多賀谷座長)

ローカル5Gはどうか。

(金澤電波政策課企画官)

ローカル5Gは、開設計画の対象とはならない。

(関口構成員)

懇談会の議論を大体網羅していると思っている。「経済的価値」という点が新しいものだと思うが、初めて聞いた人にとってはよく分からないのではないかと。また、オークション制度との違いもわかりやすく説明する必要があるのではないかと。

(金澤電波政策課企画官)

御指摘のとおり、ここは難しいところと考えている。今回の新たな制度では、競り上げをせず、現行の総合評価方式に1項目を追加するものであり、その点がオークション制度と異なるところである。

(寺田構成員)

資料1の2ページに「認定を取り消すことができる規定を追加」とあるが、これはどのような仕組みか。テレビ局であまり使われていない帯域についても対象とするのか。また、認定取消しまでの間に行政指導等の何らかのクッションを置くことを考えているのか。

(金澤電波政策課企画官)

本制度は、電気通信業務、つまり携帯電話を対象にしており、放送は対象ではない。ま

た、実際に取消しをする場合はまず、行政指導などの措置を行った上で取り消すこととなるため、使用している周波数をいきなり取り上げることにはならないと考えられる。

(大谷構成員)

1点目は「各国における5Gオークションの実施状況」について、懇談会で我々は総合評価方式を想定していたが、イタリアの26GHz帯はカバレッジ義務がないなどオークション制度であっても様々な方式があるところ、各国のオークションの実施状況の評価は注意が必要ではないか。

2点目は「ダイナミックな周波数共用」について、多くの予算をつけて実施することとしているが、単年度の予算で対応できるような事業ではなく、長期にわたって実現に向けて予算を確保したり計画を立てたりすることが重要である。来年度以降の取組について検討している事項があれば教えていただきたい。

(金澤電波政策課企画官)

1点目については、資料において現時点での各国の5Gオークションの実施状況を示させていただいたが、各国における免許の期間、カバレッジ、周波数の枠、最低落札価格等について、今後も十分に精査していきたい。

(布施田電波政策課長)

2点目のダイナミックな周波数共用については、大きく2つの取組を行う。1つ目は、周波数帯についての調査で、これは単年度の事業である。その知見を使いながら、異なるシステム間をどのようにリアルタイムに共用させていくか、という技術開発が来年度、再来年度の事業である。それらを踏まえ、実際に使えるシステムの構築をしていくことを考えている。

②「3. 電波利用料制度の見直し」及び「4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策」について

(大谷構成員)

資料1の16ページの「電波利用料の用途の見直し」について、「地上基幹放送等に関する

耐災害性強化支援」という新たな用途は、懇談会報告書のどの部分にあるものなのか。また、この用途が「当分の間」とされているのはなぜか。

(中村電波利用料企画室長)

懇談会報告書の概要では、15ページの水色の枠の中に記載されている。用途の見直しの議論のなかで、新たな課題に対応するために活用してはどうかという議論を頂戴したところ、まさしく、これまでの災害等も踏まえ、何らかのサポートをすべきではないかということで、追加したものである。「当分の間」としているのは、予算措置や法制的に、本来、放送事業者が自ら対処すべきではないかという議論があったところ、施策の開始当初は国も支援をするべきとされたことから、こういう形になった。これまでも地デジチューナーの支援等で時限措置を行っており、今回もそうした例に倣ったものである。

(関口構成員)

非効率な公共用無線局から電波利用料を徴収するときの「非効率」の考え方の一つとしてアナログを用いているか否かという点があると思うが、効率化を促すうえで電波利用料の徴収とは別に、周波数の返上ということも検討しているのか確認したい。

(金澤電波政策課企画官)

公共用無線局の周波数利用状況について、利用状況調査をしっかりと行った上で、効率的な技術を使っていないものについては、電波利用料を徴収することになるとともに、周波数割当計画の変更も視野に入れた既存のPDCAサイクルをまわしていくことになる。

(関口構成員)

公共用無線局は既得権的に居座っている状態が多いと思うので、民間と同じ枠組みでは効率化を促すのは難しいのではないかと。

(田原電波部長)

公共用無線局は、既存のPDCAでは難しいという御指摘だが、これまでも、減波してほしいという要請や、設備更改に併せて無線設備をデジタル化して欲しいという要請をしてきている。今般、利用状況調査等を強化して、そうした取組と今回の電波利用料徴収を

可能とする制度と合わせながら取り組んで参りたい。

(北構成員)

資料1の23ページの「地域BWAの見直し／評価」については、懇談会報告書では、「地域BWA制度の在り方の見直しなど、更なる周波数の効率的利用に資する措置を講ずるべき」と記載されているが、自営BWAのような具体的な話は出ていなかったのではないかと。これで数年やってみて、思ったより事業者が出てこなかったらまた見直そうということかもしれないが、自営BWAはどれくらい有望なのか。

(田原電波部長)

現在、5Gの割当てと並行してローカル5Gについて議論をしている。そのローカル5Gの議論の中で、5Gの周波数帯は高いため、まずベースとなるLTE(2.5GHz帯)の自営網が必要なのではないかという議論が審議会に出ていると承知している。

(飯塚構成員)

「地域BWAが利用されていないエリア」というのは、地域BWA事業者の免許のエリア内で使っていない場所があるという意味か、それとも、そもそも割り当てられていない残されたエリアがあるという意味か。

(田原電波部長)

その点も議論になっている。自営BWAと地域BWAをどうやって共存させるか、具体的には自営系を屋内限定にするのか、二次利用にするのか、エリアを分けるのかという点を現在議論しているところである。

(高田構成員)

最初にローカル5Gの資料を読んだときは、SA(Standalone)だと思っていたが、現時点でローカル5GはNSA(Non Standalone)を想定しているのか。

(田原電波部長)

御指摘のとおり、最初は5Gの全国網の空きでローカル5GをSAでやるという議論だ

ったが、検討を進めていくと、LTEベースの自営網も必要ではないかという議論になっている。

(大谷構成員)

太陽フレア等による電波伝搬への影響の観測・分析という電波利用料の新使途に係る事務は、現在NICTが行っているものと同様のものか。

(中村電波利用料企画室長)

御指摘のとおり。

③今後の予定について

(金澤電波政策課企画官)

本日御説明させていただいた法改正事項については、今月中旬に「電波法の一部を改正する法律案」として国会に提出する予定である。

(3) 閉会

以上